

令和3年4月23日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 定期監査の実施計画について
- (2) 定期監査の結果について
- (3) 草津市地域学校協働活動推進員委嘱について
- (4) 草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部改正について
- (5) 草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について
- (6) 草津市就学援助費給付要綱の一部改正について
- (7) 草津市準要保護者認定要綱の一部改正について
- (8) 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (9) 草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (10) 草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (11) 寄付受け入れ報告について

監発第75号

令和3年4月1日

草津市教育委員会教育長様

草津市代表監査委員

令和3年度監査計画について（通知）

令和3年度監査計画を別紙のとおり決定したので通知します。

令和3年度 監査計画

1 監査の基本方針

我が国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和3年3月）は「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直しが期待されるものの、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意が必要である。」とされており、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、厳しい状況が続いている。

本市の財政状況については、財政運営計画において財政收支見通しとして令和3年度から5年度の3年間で約47億円の財源不足になると見込んでいる。また、令和3年度当初予算を見ると、歳入の根幹をなす市税収入については、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済低迷等を受け、個人市民税、法人市民税の落ち込みによる減収が見込まれるなど、市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。こうした中、令和3年度から「第6次草津市総合計画」がスタートし、厳しい財政状況下において、収支の均衡を図りながら着実に事業を推進することが求められている。

令和3年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織および運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という基本的な観点から、次の内容を踏まえて監査を実施する。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意し、監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最少の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 隨時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、隨時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体や公の施設を管理させている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確

実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

（7）その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和3年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し、市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第14項）

特に、勧告に基づいた措置を講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

令和3年度監査等実施計画表

月	定期監査 対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の 監 査	決算審査・ 健全化法 審査	例月 出納 検査
		上旬	中旬	下旬			
4	教育委員会 子ども未来部	下旬に実施 渋川小学校、老上小学校、山田小学校、 草津中央おひさまこども園、老上こども園					26日 (月)
5	教育委員会 子ども未来部 農業委員会事務局 総合政策部	上・中旬に実施 玉川中学校、松原中学校 草津第二小学校、笠縫小 学校、第三保育所、矢倉 幼稚園			農業委員会事務局 企画調整課		25日 (火)
6	総合政策部	人権政策課					↑ 企 公 業 會 當 業 計 (金)
7	総合政策部 まちづくり協働部 総務課	男女共同参画課 市民課 総務課					26日 (月)
8	総務部	納税課					↓ 特 一 般 別 會 計 (水)
9	上下水道部 環境経済部	上下水道総務課 ロクハ浄水場 商工観光労政課					27日 (月)
10	子ども未来部		子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課				25日 (月)
11	健康福祉部		生活支援課 人とくらしのサポート センター 長寿いきがい課				25日 (木)
12	都市計画部 建設部 会計課		都市再生課 河川課 会計課				27日 (月)
1	教育委員会			学校政策推進課 草津宿街道交流館 歴史文化財課			25日 (火)
2	建設部 環境経済部 教育委員会				財政援助団体等監査 【指定管理】 （草津川跡地整備課） （商工観光労政課） （スポーツ促進課） （公園緑地課）		25日 (金)
3							25日 (金)
その他					工事監査 （対象・時期 未定）		

監発第52号

令和3年3月29日

草津市教育委員会教育長様

草津市監査委員 岡野 則男
草津市監査委員 横江 政則

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監査期日	監査対象機関
令和3年 1月28日	学校給食センター
	教育総務課
令和3年 2月 1日	児童生徒支援課

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
学校給食センター	令和3年1月28日	令和元年度	岡野 則男

1 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。なお、横江政則監査委員は体調不良のため欠席された。

(1) 重点項目

- ・管理運営費

(2) 監査の主な着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・収入・支出事務は適正に行われているか。
- ・契約事務は適正に行われているか。随意契約の理由は適正か。
- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託料の支出し、実績報告等は契約の内容に基づき適正に行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。
- ・委託の成果物は契約書に基づき適正に納品されているか。
- ・現金の取り扱いは適正に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方
法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

令和元年度に執行された事務事業のうち、今回、重点的に調査を行った項目の主な内容は
次のとおりである。

(1) 管理運営費

決算額 582,639,925円（うち一般財源 248,175,155円）

諸収入 334,464,770円（学校給食賄材料費）

① 業務概要

市内14の市立小学校の児童に安全・安心かつ栄養バランスのとれた学校給食を安
定して提供するもの。

② 執行状況

ア 学校給食の概要

- ・給食提供数の推移

(単位：食)

年 度	提供基準数	うち児童数	うち教職員他
R 1	8,913	8,282	631
H 3 0	8,794	8,179	615
H 2 9	8,569	7,964	605

- ・給食形態 「主食・牛乳・副食」の完全給食

米飯給食：週5回 パン給食：月1回程度

- ・実施回数 170回（令和元年度）

(当初予定回数183回 新型コロナウイルス感染症の影響により、3月は休校、給食中止)

- ・給食費 月額3,800円／人

- ・給食提供経費の負担区分

食材費は、学校給食法第11条第2項により保護者の負担。

人件費、施設・設備の修繕費は、学校給食法第11条第1項および同施行令第2条により市の負担。

イ 予算の執行

- 賄材料費 347,181,683円

学校給食センター独自の業者登録制度により、登録された業者から入札を実施して食材を納入されている。なお、現在の登録期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっている。

納品された食材は、その日に全て使い切っている。(一部調味料等は除く)

- 学校給食調理・洗浄等業務

学校給食を円滑に、安定して提供するため、調理・洗浄等業務を委託により実施した。

- ・委託先 富士産業株式会社(東京都港区新橋五丁目32番7号)

- ・契約方法 公募型プロポーザルによる

- ・契約期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

- ・契約金額 全体契約 782,040,430円(税込)

令和元年度分 155,836,210円

(変更契約) 79,987円減額

(変更理由：新型コロナによる学校休校に伴う必要経費の減額)

- ・業務内容 自所炊飯(週5回を基本)、食材の検収および調理加工、米飯・副食等の学校別配達、残渣等の回収および処理、食器、食缶等の回収・洗浄・消毒・保管、機械(ボイラ)設備管理、配膳補助など

- 光熱水費 51,756,251円

ガス代22,327,793円、電気代14,789,623円、水道代14,638,835円

○修繕料 8,095,004 円

・年度別、修繕料執行状況

年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
件数	52 件	57 件	36 件
金額	8,095,004 円	4,498,371 円	2,581,740 円

(主な修繕)

厨房排水除害施設修繕 2,037,528 円

(原水ポンプ取替、ばつ気ブロア逆支弁取替、消泡ポンプ取替など)

洗浄機仕切修繕 995,060 円

(食器洗浄機内部の仕切りカーテンの交換)

洗浄室ピット内蒸気管漏水等修繕 702,000 円

(漏水修理・保温工)

厨芥処理システム修繕業務 515,592 円

(搬送ポンプ取替、Vベルト(2ヶ)交換)

○消耗品の購入 2,883,923 円

食品かご・食缶 1,034,640 円

給食用食器(ボール・皿(あおばな印刷入り)) 1,204,200 円

3 監査の結果

事務の執行状況については、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導して改善等を求めた。

[意見]

各種設備の機能維持のためには、さらに計画的な修繕ならびに更新を進め、施設の安定した運営に努められたい。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
教育総務課	令和3年1月28日	令和元年度	岡野 則男

1 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。なお、横江政則監査委員は体調不良のため欠席された。

(1) 重点項目

- ・委員会運営費
- ・小学校管理運営費
- ・中学校管理運営費

(2) 監査の主な着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・契約事務は適正に行われているか。
- ・備品・消耗品の調達は計画的、効率的に行われているか。
- ・調達した物品の管理は適正に行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。
- ・交際費の取扱いは適正に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

令和元年度に執行された事務事業のうち、今回、重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

(1) 委員会運営費

決算額 2,110,431円（うち一般財源 2,110,431円）

① 業務概要

教育委員会の会議の適切な運営を行うとともに、教育委員の研鑽と積極的な活動を促進することにより、教育委員会の活性化と教育の振興を図るもの。

② 執行状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、本市の教育委員会は教育長および4人の委員で組織されている。経費の使途については、教育委員4人の報酬（月額：40,200円）が決算額の9割を超えており、他の執行は、出張旅費（66,590円）や加盟団体の負担金（56,250円）などであった。

教育委員会は、毎月1回以上開催され、令和元年度は計14回開催されている。また、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に総合教育会議を設け、令和元年度は、8月に「草津市のＩＣＴ教育について」をテーマにして協議している。

（2）小学校管理運営費

決算額 55,162,079円（うち一般財源 55,158,643円）

諸収入3,436円（公衆電話等使用負担金）

① 業務概要

学校運営に必要な管理用備品、事務用品等を小学校に提供し、学校の円滑な運営を行うもの。

② 執行状況

（単位：円）

細節	予算現額	決算額	決算額の主な内訳
賞賜金	197,000	144,406	小学校卒業証書用筒
消耗品費	16,473,563	16,317,997	【学校予算配分 15,959,807】 その他消耗品費 358,190
食糧費	204,000	184,534	【学校予算配分 175,246】 来客用賄 9,288
印刷製本費	617,437	575,977	【学校予算配分 165,540】 卒業証書 370,452、封筒印刷 39,985
修繕料	1,680,000	1,105,243	【学校予算配分 828,220】 グランドピアノ修理 177,033 フック修繕（笠縫小学校） 99,990
通信運搬費	8,299,000	8,298,121	小学校電話代
手数料	2,126,000	1,840,086	【学校予算配分 991,766】 手話通訳派遣手数料 38,250 計量器巡回検査手数料 32,100 緊急通報装置点検業務 120,960 家電リサイクル品処分業務 151,200 家電リサイクル券 447,900 卒業証書筆耕代 24,000
委託料	956,000	920,315	産業廃棄物処分 610,500 廃棄薬品収集運搬および処理 206,855 廃タイヤ処分料 85,360 緊急通報装置対応 17,600
使用料及び賃借料	6,668,000	6,667,584	児童緊急搬送用タクシー使用料 275,090 リサイクル使用料 3,915,509 複写機使用料 2,476,985
テレビ受信料	308,000	305,438	NHK受信料
備品購入費	19,624,000	18,802,378	【学校予算配分 4,869,437】 その他備品 13,932,941
合 計	57,153,000	55,162,079	

(3) 中学校管理運営費

決算額 28,796,089円（うち一般財源 28,796,089円）

① 業務概要

学校運営に必要な管理用備品、事務用品等を中学校に提供し、学校の円滑な運営を行うもの。

② 執行状況

(単位：円)

細節	予算現額	決算額	決算額の主な内訳
賞賜金	165,000	122,364	中学校卒業証書用箇 122,364
消耗品費	8,664,954	8,663,977	【学校予算配分 8,332,563】 その他消耗品費 331,414
食糧費	69,000	64,237	【学校予算配分 64,237】
印刷製本費	444,437	417,361	【学校予算配分 289,079】 卒業証書 128,282
修繕料	1,007,000	913,133	【学校予算配分 913,133】
通信運搬費	3,394,360	3,394,348	電話代
手数料	691,640	687,632	【学校予算配分 608,992】 計量器巡回検査手数料 22,300 緊急通報装置点検業務 51,840 手話通訳派遣手数料 4,500
委託料	522,000	402,440	廃棄薬品収集運搬および処理 103,840 産業廃棄物処分 298,600
使用料及び賃借料	4,796,000	4,795,606	生徒緊急搬送用タクシー使用料 60,460 リソグラフ使用料 2,858,122 複写機使用料 1,877,024
テレビ受信料	133,000	130,902	NHK受信料
備品購入費	9,222,000	9,204,089	【学校予算配分 1,780,570】 その他備品購入費 7,423,519
合 計	29,109,391	28,796,089	

3 監査の結果

事務の執行状況については、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導して改善等を求めた。

[意 見]

- (1) 各学校において、より適正で確実に物品管理できるよう効率や運用面も考慮しながら、登録すべき物品の基準や管理手法を研究されたい。あわせて、学校内・学校間で余剰物品を移動・移管するなど、新規購入の抑制に資するような仕組みづくりを研究されたい。
- (2) 新年度に向けて購入する物品は致し方ないが、学校と十分調整しながら、計画的かつ効率的な調達に努められたい。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
児童生徒支援課	令和3年2月1日	令和元年度	岡野 則男

1 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。なお、横江政則監査委員は体調不良のため欠席された。

(1) 重点項目

- ・管理運営指導費のうち外国人児童生徒教育支援費
- ・学力向上推進費のうち学びの教室開催費
- ・同和教育指導推進費のうち自主活動学級開設費、人権教育推進費

(2) 監査の主な着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ・収入・支出事務は適正に行われているか。
- ・契約事務は適正に行われているか。随意契約の理由は適正か。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

令和元年度に執行された事務事業のうち、今回、重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

(1) 管理運営指導費のうち外国人児童生徒教育支援費

決算額 242,231円（うち一般財源 242,231円）

① 業務概要

外国人児童生徒のうち日本語指導が必要な子どもと保護者に対して、相談・指導等の通訳、通信簿等の文書の翻訳をすることで対象児童生徒や保護者、担当教職員の相談補助を行うもの。

② 執行状況

通訳および翻訳業務を外部へ発注して対応しており、その実績は次のとおりであった。

通訳21件（スペイン語15件、タガログ語3件、ポルトガル語1件、中国語1件、英語1件）

翻訳12件（スペイン語4件、タガログ語4件、ポルトガル語4件）

○外国語通訳および翻訳業務

受注者：滋賀県栗東市下鈎1195-23

株式会社 ウエルズネット

契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

契約金額：①通訳 1回（2時間）につき 5,940円（6,050円）

2時間を超える場合は別途30分ごとに1,485円（1,512円）

②翻訳 A4・1枚（和文400字相当）につき 3,672円（3,740円）

注：（ ）内は令和元年10月以降の消費税率改正後の金額

令和元年度総支払額：242,231円

（2）学力向上推進費のうち学びの教室開催費

決算額 9,954,126円（うち一般財源 9,049,381円）

県支出金64,000円、諸収入（受講料）840,745円

① 学びの教室開催事業

決算額 7,347,911円（うち一般財源 6,507,166円）

諸収入（受講料）840,745円

② 業務概要

小学校、中学校に一貫した学びのセーフティネットを構築し、学習習慣の定着を図るもの。

③ 執行状況

小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生を対象として、各会場・各学年に年間30回の学習活動に加え、テスト対策15回を委託業者の派遣講師の指導で実施された。

受講実績：小学生128人（年間延べ2,993人（テスト対策除く。））

中学生78人（年間延べ1,709人（テスト対策除く。））

受講料：総額840,745円（教材のみの1,145円、1件を含む。）

小学生4,000円／人・年間、中学生4,200円／人・年間

開催場所：市立まちづくりセンター、市民交流プラザ、橋岡教育集会所、西一教育集会所、芦浦教育集会所、新田教育集会所の6会場

委託業務：草津市学びの教室業務

受注者：東京都千代田区富士見二丁目11番11号

株式会社エデュケーションナルネットワーク

支出額計 7,183,111円

② 放課後自習広場開催事業

決算額 2,606,215円（うち一般財源 2,542,215円）

県支出金 64,000円

⑦ 業務概要

小学校1年生から3年生を対象に放課後に学校で放課後自習広場支援員などが見守る中、児童が宿題や復習、読書など自分で選んだ学習に取り込むことで学習習慣の定着を図るもの。

① 執行状況

市内の全小学校(14校)で自校の1年生から3年生までを対象に、各学年20人以内を基本に実施されている。児童の自学自習をサポートするために支援員2人を配置することを基本にしているが支援員の確保に苦慮されている。

開催回数：年間・全校で587回（1校あたり平均42回）

参加人数：年間・全校で12,988人（1校あたり平均928人）

放課後自習広場支援員謝礼 年間2,420,000円（1,000円／時間）

（支援員を対象とした研修会を2回実施）

（3）同和教育指導推進費のうち自主活動学級開設費、人権教育推進費

決算額 4,932,947円（うち一般財源 4,372,947円）

県支出金560,000円

① 自主活動学級開設費

決算額 4,372,947円（うち一般財源 4,372,947円）

⑦ 業務概要

市立教育集会所（4か所）において児童生徒が部落解放のための意欲および実践能力を養うための自主的な仲間づくり活動として行っているもの。

① 執行状況

開催回数：年間・4か所計 小学生対象90回、中学生対象62回

参加人数：年間・4か所計 小学生 延べ2,667人、中学生 延べ772人

講師謝礼 4,172,100円

（報酬単価：教員1,500円／時間、学習支援員900円／時間）

② 人権教育推進費

決算額 560,000円（うち一般財源 0円） 県支出金560,000円

⑦ 業務概要

子どもが主体的に進路を切り拓き自己実現を果たしていくよう学校・園・所・関係機関・家庭および地域社会がつながり、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取り組みを推進するもの。

① 執行状況

滋賀県から「学びの礎ネットワーク推進事業」を受託し、常盤小学校、草津中学校、松原中学校、老上西小学校内に設けた学びの礎ネットワーク推進事業組織に再委託して実施している。（各組織140,000円）

新堂・草津・松原・老上中学校区で、学校・園・所、地域関係機関による連携・協働した実践活動の推進（全体会1回・部会3回以上の開催）

困難な状況にある子どもの支援（いしづえ支援検討会議の開催 年間5回以上）

集団や個々の子どもの変容の把握と検証（共通アンケート調査の実施 年間2回以上）

3 監査の結果

事務の執行状況については、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導して改善等を求めた。

[意見・指摘事項]

特になし

令和3年度 地域協働校 地域コーディネーター 一覧

小学校	名 前	備 考
志津小学校	井戸 静代	放課後自主広場支援員
	山中 由紀子	放課後自主広場支援員
	下津 貢	放課後自習広場支援員
志津南小学校	垣根 和子	志津南学区民生委員児童委員協議会会長
草津小学校	辻 圭子	矢倉学区民生委員児童委員
草津第二小学校	久志 博子	図書ボランティア
渋川小学校	澤村 忍	図書ボランティア
矢倉小学校	奥井 照夫	元教員
	山本 悅子	環境学習プランナー
老上小学校	山本 忍	教室アシスタント支援員
老上西小学校	武井 美代	教室アシスタント支援員
玉川小学校	岩崎 敦子	小学校授業充実加配
南笠東小学校	岡田 やよい	学校運営協議会委員
山田小学校	中島 民恵	元教員
笠縫小学校	小寺 厚子	元養護教諭
笠縫東小学校	村田 可奈子	教室アシスタント支援員
	本庄 かよ子	教室アシスタント支援員
常盤小学校	木下 征三郎	学校運営協議会委員
	稻垣 保善	元教員

任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

草津市告示第101号

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱（平成17年草津市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「全国大会、近畿大会または県大会」を「県大会」に、「経費で、次に定めるもの」を「交通費（最も経済的な通常の経費および方法により旅行した場合の費用とする。）」に改め、同号アおよびイを削り、同条第3号中「等の」を「または参加に際して必要となる」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 使用料および賃借料 文化部活動に必要となる会場借上料等

(5) 報償費 文化部活動で依頼した外部講師謝礼

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

第3条に規定する別表に定める方法により算定した額は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ当該右欄により算定した額の合計額とする。

区分	補助金の額
均等割額	予算で定めた額の半額を中学校数で除して得た額
在籍部員数割額	予算で定めた額から均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得た額

備考

- 1 額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 文化部登録部員数は、補助金交付年度の6月1日現在の数とする。

別記様式第3号を次のように改める。
様式第3号（第4条第2号関係）

草津市中学校文化部活動収支予算書

草津市立 中学校
校長 印

(収入)

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
市補助金		均等割額
		在籍部員数割額
合 計		

(支出)

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
旅費（交通費）		
消耗品費		
修繕費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報償費		
合 計		

別記様式第4号を次のように改める。
様式第4号（第5条第2号関係）

草津市中学校文化部活動収支決算書

草津市立 中学校
校長

印

(収入)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
市補助金			均等割額
			在籍部員数割額
合 計			

(支出)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
旅費（交通費）			
消耗品費			
修繕費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
報償費			
合 計			

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市中学校文化部活動補助金交付要綱（平成17年告示第44号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市中学校文化部活動補助金交付要綱 平成17年4月1日 告示第44号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅費 文部科学省または都道府県教育委員会が主催、共催、または後援する<u>県大会</u>および市長が特に認める大会に出場する部員の<u>交通費</u>（最も経済的な通常の経費および方法により旅行した場合の費用とする。）</p>	<p>○草津市中学校文化部活動補助金交付要綱 平成17年4月1日 告示第44号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅費 文部科学省または都道府県教育委員会が主催、共催、または後援する<u>全国大会</u>、<u>近畿大会</u>または県大会および市長が特に認める大会に出場する部員の<u>経費</u>で、次に定めるもの</p> <p>ア 交通費 最も経済的な通常の経費および方法により旅行した場合の費用とする。</p> <p>イ 1泊につき、11,000円を限度とする。</p> <p>(3) 前号に規定する大会に出場するための運送費等の経費に際して必要となる経費</p> <p>(4) 使用料および賃借料 文化部活動に必要となる会場借上</p>

改正後 (案)		現行											
<p>料等</p> <p>(5) 鞏賞費 文化部活動で依頼した外部講師謝礼 (補助金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 (略) (実績報告)</p> <p>第5条 (略) 付 則 (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 (略) (補助金の交付申請)</p> <p>第4条 (略) (実績報告)</p> <p>第5条 (略) 付 則 (略)</p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>第3条に規定する別表に定める方法により算定した額は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ当該右欄により算定した額の合計額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金の額</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額</td> <td>予算で定めた額の半額を中学校数で除して得た額</td> <td>大会出場実績額</td> <td>補助金交付年度において文部科学省または都道府県教育委員会が主催、共催または後援する全国大会または近畿大会に出場した部の所属する中学校につけ、出場1件当たり全国大会5万円、近畿大会3万</td> </tr> <tr> <td>在籍部員数割額</td> <td>予算で定めた額から均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得た額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助金の額	補助金の額	均等割額	予算で定めた額の半額を中学校数で除して得た額	大会出場実績額	補助金交付年度において文部科学省または都道府県教育委員会が主催、共催または後援する全国大会または近畿大会に出場した部の所属する中学校につけ、出場1件当たり全国大会5万円、近畿大会3万	在籍部員数割額	予算で定めた額から均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得た額		
区分	補助金の額	補助金の額											
均等割額	予算で定めた額の半額を中学校数で除して得た額	大会出場実績額	補助金交付年度において文部科学省または都道府県教育委員会が主催、共催または後援する全国大会または近畿大会に出場した部の所属する中学校につけ、出場1件当たり全国大会5万円、近畿大会3万										
在籍部員数割額	予算で定めた額から均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得た額												

改正後 (案)		現行	
均等割額	円	予算で定めた額から大会出場実績額を控除した額の半額を中学校数で除して得了額	
在籍部員数割額		予算で定めた額から大会出場実績額および均等割額を控除した額を市内の全中学校文化部登録部員数で除し、各中学校文化部登録部員数を乗じて得了額	
備考	(略)		

改正後（案）

別記様式第1号（第4条関係）～別記様式第2号（第4条関係第1号関係）
 別記様式第3号（第4条第2号関係）
 別記様式第3号（第4条第2号関係）

草津市中学校文化部活動収支予算書

草津市立
中学校
校長

(収入) (単位：円)

科 目	予 算 領	説 明
市補助金	均等割額 在籍部員数割額	
合 計		

(支出) (単位：円)

科 目	予 算 領	説 明
旅費（交通費）		
消耗品費		
修繕費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報償費		
合 計		

現行

別記様式第1号（第4条関係）～別記様式第2号（第4条関係）～別記様式第2号（第4条関係第1号関係）
 別記様式第3号（第4条第2号関係）
 別記様式第3号（第4条第2号関係）

草津市中学校文化部活動収支予算書

草津市立
中学校
校長

(収入) (単位：円)

科 目	予 算 領	説 明
市補助金		大会出場実績額 均等割額
		在籍部員数割額
合 計		

(支出) (単位：円)

科 目	予 算 領	説 明
旅費		
	交通費	
	宿泊費	
消耗品費		
修繕費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報償費		
合 計		

改正後 (案)

別記様式第4号 (第5条第2号関係)

草津市中学校文化部活動収支決算書

草津市立 中学校
校長 (印)

(収入) (単位：円)

科 目	予 算 領	決 算 領	說 明
市補助金			均等割額
			在籍部員數割額
合 計			

(支出) (単位：円)

科 目	予 算 領	決 算 領	說 明
旅費 (交通費)			
消耗品費			
修繕費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
報賞費			
合 計			

現行

別記様式第4号 (第5条第2号関係)

草津市中学校文化部活動収支決算書

草津市立 中学校
校長 (印)

(収入) (単位：円)

科 目	予 算 領	決 算 領	說 明
市補助金			大会出場実績額
			均等割額
			在籍部員數割額

(支出) (単位：円)

科 目	予 算 領	決 算 領	說 明
旅費			
			交通費
			宿泊費
消耗品費			
修繕費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
報賞費			
合 計			

	改正後（案）	現行
付 則	<p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	

草津市告示第 99 号

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成28年草津市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「扶助または援助を受けている」を削り、同項第1号中「教育扶助」の右に「を受けている者」を加え、同項第2号中「に基づく援助」の右に「を受けている者であって、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和2年草津市告示第343号）に基づく貸与を受けていないもの」を加え、同項に次の2号を加える。

- (3) 草津市就学援助費給付要綱に基づく援助を受けている者であって、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けているもの
- (4) 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けていない者（第2号に規定する者を除く。）

第2条第2項に次の2号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる経費
- (4) 前項第4号に掲げる貸与の受給がない者 次条第1号から第9号までに掲げる経費

第3条第6号中「児童」の右に「または中学校に在学する生徒」を加え、同条に次の1号を加える。

- (10) オンライン学習通信費 I C Tを通じた教育が、校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するものまたは正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む。）

第4条第1号中「2.5倍未満」を「1.5倍未満」に、「および第9号」を「、第9号および第10号」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第2号の収入額が同号の需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の全額ならびに前条第1号、第2号および第4号から第7号までに掲げる経費の半額

別記様式第1号中「④」を削り、「給食費、学用品費等」を「学用品費等」に改め

2

別記様式第2号を次のように改める。

(四) 1. 特記事項欄は空欄等の該当事項を記入すること。
2. 並に並号は個人財産立替の並号に合わせること。

承諾書

特別支給教育就学奨励費の交付区分決定に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認が必要な場合、関係機関への照会および市民税に関する質疑資料の閲覧を行うことを承諾します。

別記様式第5号中「印」を削り、「保護者受領欄」を「保護者受領確認欄」に改め

三

付 頁

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成28年告示第104号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱 平成28年4月1日 告示第104号 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (給付対象者)</p> <p>第2条 奨励費の給付対象者は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和125年法律第144号）第13条に基づく教育扶助を受けている者</p> <p>(2) 草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第32号）に基づく援助を受けている者であって、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和2年草津市告示第343号）に基づく賃与を受けていないもの</p> <p>(3) 草津市就学援助費給付要綱に基づく援助を受けている者で</p>	<p>○草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱 平成28年4月1日 告示第104号 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (給付対象者)</p> <p>第2条 奨励費の給付対象者は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる者は受ける権利を除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に基づく教育扶助</p> <p>(2) 草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第32号）に基づく援助</p>

改正後（案）	現行
<p>あつて、草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けているもの</p> <p>(4) 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱に基づく貸与を受けていない者（第2号に規定する者を除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める経費に係る奨励費に限り、給付を受けることができる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる扶助の受給者 次条第8号および第9号に掲げる経費</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号および第9号に掲げる経費</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる経費</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる貸与の受給がない者 次条第1号から第9号までに掲げる経費</p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校給食費 小学校に在学する児童または中学校に在学する生徒で学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する費用</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める経費に係る奨励費に限り、給付を受けることができる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる扶助の受給者 次条第8号および第9号に掲げる経費</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号および第9号に掲げる経費</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる援助の受給者 次条第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる経費</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる貸与の受給がない者 次条第1号から第9号までに掲げる経費</p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校給食費 小学校に在学する児童または中学校に在学する生徒で学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する費用</p>

改正後（案）	現行
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
(10) オンライン学習通信費　ＩＣＴを通じた教育が、学校長もしくは教育委員会が正規の教材として指定するものまたは正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルデーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用を含む。）	<p>(奨励費の額)</p> <p>第4条 前条各号に掲げられた給付対象経費に係る奨励費の額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、毎年度国が示す額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を給付する。</p> <p>(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の収入額が同号の需要額の1.5倍未満の場合 前条第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる経費の全額ならびに前条第1号、第2号および第4号から第7号までに掲げる経費の半額</p> <p>(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第2号の収入額が同号の需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の全額な</p>

改正後（案）	現行
<p><u>らびに前条第1号、第2号および第4号から第7号までに掲げる経費の半額</u></p> <p>(3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号の収入額が同号の需要額の2.5倍以上の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の半額</p> <p>第5条～第12条 (略)</p>	<p><u>(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号の収入額が同号の需要額の2.5倍以上の場合 前条第3号、第8号および第9号に掲げる経費の半額</u></p> <p>第5条～第12条 (略)</p>

改正後（案）	現行								
別記様式第1号（第5条関係）									
<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>改訂後文書にて 年度暫定申請特別支授教員就学援助費交付申請書</p> <p>提出者氏名 <u>佐藤 勝也</u></p> <p>次のとおり特別支授教員就学援助費交付申請をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所</td> <td>佐藤 勝也 3年 3年 住所</td> </tr> </table> <p>1)特別支授教員就学援助費交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人</td> <td>支給名 3万円 1万円 (りか)</td> </tr> </table> <p>委任状</p> <p>本件は、本申請書等に本額が付いた場合に、特別支授教員就学援助費交付申請書の請求がよく受け取 に係る、以下の権限を、通常する申請上に委託します。</p> <p>提出者氏名 <u>佐藤 勝也</u></p>	児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所	佐藤 勝也 3年 3年 住所	企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人	支給名 3万円 1万円 (りか)	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>改訂前文書にて 年度暫定申請特別支授教員就学援助費交付申請書</p> <p>提出者氏名 <u>佐藤 勝也</u></p> <p>次のとおり特別支授教員就学援助費交付申請をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所</td> <td>佐藤 勝也 3年 3年 住所</td> </tr> </table> <p>1)特別支授教員就学援助費交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人</td> <td>支給名 3万円 1万円 (りか)</td> </tr> </table> <p>委任状</p> <p>本件は、本申請書等に本額が付いた場合に、特別支授教員就学援助費交付申請書の請求がよく受け取 に係る、以下の権限を、通常する申請上に委託します。</p> <p>提出者氏名 <u>佐藤 勝也</u></p>	児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所	佐藤 勝也 3年 3年 住所	企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人	支給名 3万円 1万円 (りか)
児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所	佐藤 勝也 3年 3年 住所								
企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人	支給名 3万円 1万円 (りか)								
児童・生徒氏名 全般名 学年 学年 住所	佐藤 勝也 3年 3年 住所								
企画課題題名 支給名 奨金額別 1回請求額 1回請求人	支給名 3万円 1万円 (りか)								

改正後(案)

別記様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

特別支援教育費支給助費個人別支給台帳・領収書

(整理番号) No. _____

学校名	児童生徒氏名	保護者氏名	学年	年 令	支拂区分	合計
内 説	4月～9月分 月	自支払	10月～3月分 月	自支払	合計	
学用品費等	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
校外活動費等参加費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
通学費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
修学旅行費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
新入等児童生徒学用品費等	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
学校給食費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
体育実技用具費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
飛場実習交通費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
交流学習交通費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
合計	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
保護者受領確認 備考						

現行

別記様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)
特別支援教育費支給助費個人別支給台帳・領収書

(整理番号) No. _____

学校名	児童生徒氏名	保護者氏名	学年	年 令	支拂区分	合計
内 説	4月～9月分 月	自支払	10月～3月分 月	自支払	合計	
学用品費等	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
校外活動費等參加費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
通学費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
修学旅行費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
新人等児童生徒学用品費等	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
学校給食費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
体育実技用具費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
職場実習交通費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
交流学習交通費	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
合計	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]
保護者受領確認 備考						

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。